

国・県の動向及び第二次高知市環境基本計画の概要

【資料2】
令和4年5月26日
第1回高知市環境審議会

第二次高知市環境基本計画の計画期間が2022（令和4）年度末で終了するため、次期計画を策定するもの。

1 国・県の動向

国の第五次環境基本計画

- 国における環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものであり、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」が策定された。
- 健全で恵み豊かな環境は、人々の健康で文化的な生活の基盤である。しかしながら、人間の経済活動に伴い、天然資源を採取し、また、環境に負荷を与える温室効果ガス等を排出することによって、均衡が崩れ、気候変動や生物多様性の損失という形で顕在化しており、地球規模での環境危機となっている。



第五次環境基本計画では、環境・経済・社会の多様な課題を解決するため、「環境・経済・社会の統合的向上」に向けた考え方が示されている。2015年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、同年12月の「パリ協定」の採択後に初めて策定されたものであることから、それらの考え方も踏まえながら分野横断的な6つの「重点戦略」を掲げたほか、地域の特性を最大限に活かし、特性に応じて補完し、支えあう「地域循環共生圏」の考え方が示されている。

また、重点戦略を支える環境政策の根幹として、「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」、「環境リスクの管理」、そしてそれらの基盤となる施策を、着実に推進していくこととしている。

6つの重点戦略

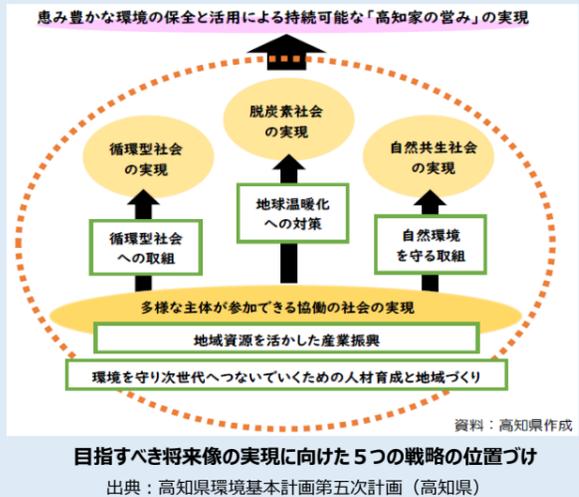
- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
○ E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大
○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー など
- ② 国土のストックとしての価値の向上
○ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）
○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 など
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
○ 地域における「人づくり」
○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
○ 都市と農山漁村の共生・対流 など
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
○ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICEなど）
○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進
○ 良好な生活環境の保全 など
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
○ バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等）
○ AI等の活用による生産最適化 など
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
○ 環境インフラの輸出
○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 など

重点戦略を支える環境政策

- 気候変動対策
パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施
長期大幅削減に向けた火力発電（石炭火力等）を含む電力部門の低炭素化を推進
気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施
 - 循環型社会の形成
循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施
 - 生物多様性の確保・自然共生
生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施
 - 環境リスクの管理
水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策
 - 基盤となる施策
環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・環境学習、環境情報等
- 出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

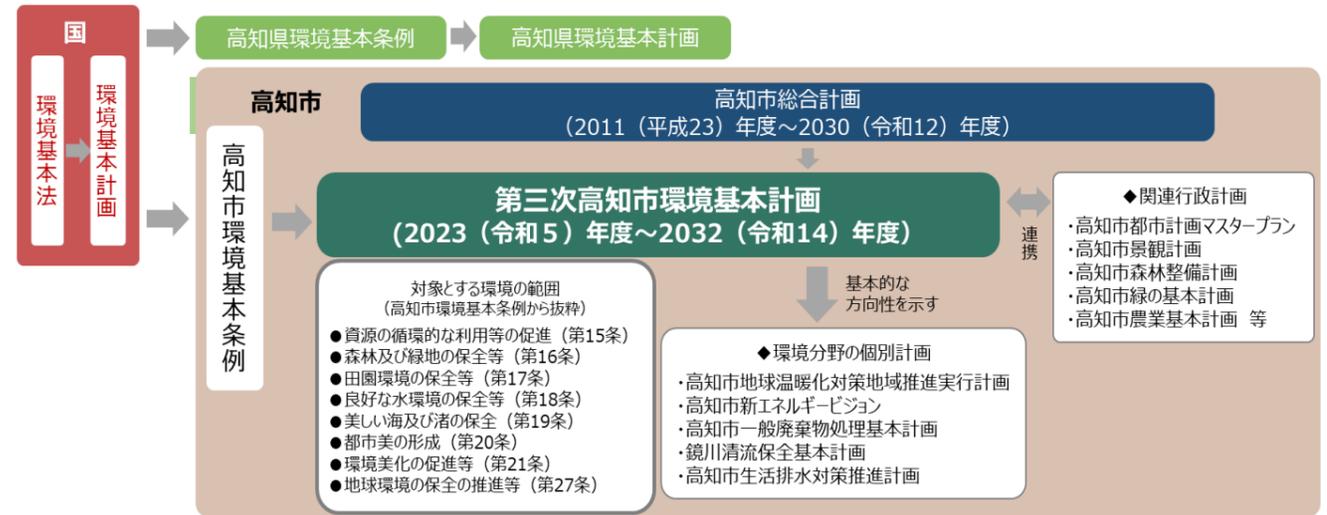
高知県環境基本計画第五次計画

- 県は2021（令和3）年4月に「高知県環境基本計画第五次計画」を策定し、高知県の森里川海の豊かな恵みを次世代につなぐとともに、すべての生き物が県民とともに生息、生育し続けられる環境が保全され、その恩恵を受けて県民が経済活動を継続できる社会を目指すこととした。
- 高知県環境基本計画第五次計画では、目指すべき将来像の実現に向け、「地球温暖化への対策」、「循環型社会への取組」、「自然環境を守る取組」の3つの基本的な戦略に加えて、「地域資源を活かした産業振興」「環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり」という2つの横断的な戦略を設け、包括的に施策を展開している。



2 高知市環境基本計画の位置づけ

- 高知市環境基本計画は、高知市環境基本条例第8条に基づき定めるものであり、高知市総合計画に掲げる将来の都市像の実現を環境面から推進し、本市における環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向性を示すものである。
- 具体的な施策・事業は、環境分野の個別計画にて実施・検討するとともに、関連行政計画においても連携と整合性を図る。
- なお、環境基本法第36条において、地方公共団体は国の施策に準じた施策及び当該団体の区域の自然や社会的条件に応じた施策を策定し、実施することが規定されている。



3 第二次高知市環境基本計画の概要

基本理念	地球温暖化防止・生物多様性の保全・市域の自然環境の保全とともに、持続可能な地域社会の実現を図る。
基本方針	「未来につなげよういきいき自然！やささと行動力あふれるまち・高知」を望ましい環境像として定め、「2011高知市総合計画」の将来の都市像や市民が望む都市像も反映し、本市の環境行政を推進するための取組方針を示す。
計画の構成	7つの政策と19の施策で構成されている。（施策体系は下図参照）
計画期間	2009（平成25）年度～2022（令和4）年度

施策体系

